

平成22年第355回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成22年3月23日(火曜日)午後 4時11分開議

- 日程第10 議案第34号 矢吹小学校耐震補強工事請負契約の締結について
日程第11 発議第1号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書(案)
日程第12 発議第2号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書(案)
日程第13 発議第3号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書(案)
日程第14 発議第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
日程第15 発議第5号 核兵器の廃絶と恒久平和の実現を求める意見書(案)
日程第16 発議第6号 矢吹町議会申合せ事項による議会の活性化について(案)
日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君	
13番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君	
15番	栗	崎	千	代	松	君	16番	柏	村		栄	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	崎	吉	郎	君	副	町	長	渡	邊	正	樹	君			
教	育	長	栗	林	正	樹	君	企	画	経	営	課	長	圓	谷	誠	君

総務課長 会田 光一 君 税務課長 小林 伸幸 君

町民生活課長 円谷 一雄 君 保健福祉課長 深谷 昌利 君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局長 須藤 源太 君 都市建設課長 藤田 豊 君

上下水道課長 堀 勇次 君 会計管理者
兼出納室長 小針 茂 君

教育次長兼
学校教育課長 坂路 寿紀 君 生涯学習課長 水戸 光男 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 内藤 正昭 主幹兼
局長補佐 水戸 邦夫
兼次長

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午後 4時11分）

◎日程の追加

○議長（柏村 栄君） 次に、追加議案の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会において審議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） お疲れのところ恐縮ですが、議会運営委員会の協議結果について、報告させていただきます。

町長から追加議案1件、議員から追加案件発議6件が提出されました。

また、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各常任委員会から、委員長及び副委員長の互選並びに所管事務調査、議会運営委員会から委員長及び副委員長の互選並びに次期定例会の運営協議、議会広報編集委員会から委員長及び副委員長の互選並びに議会広報編集のため、閉会中の継続審査申し出等が提出されました。

その取り扱いについて、企画経営課長並びに議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程についてはお手元の資料のとおりであります。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第10、これより議案第34号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、説明いたします。

議案第34号 矢吹小学校耐震補強工事請負契約の締結についてであります。本工事は矢吹小学校の耐震化を図る工事請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、鉄骨のブレース補強6カ所、補強壁の増設7カ所、その他関連工事一式であり、主たる工事を夏休み期間中に行い、平成22年9月末に完成予定であります。

入札につきましては、平成22年3月15日、高田工業株式会社、伸和建設株式会社、三柏工業株式会社、三金興業株式会社の4者による制限つき一般競争入札の結果、議案書のとおり5,355万円で高田工業株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て、本契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） これより議案第34号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第34号 矢吹小学校耐震補強工事請負契約の締結について、質疑をいたします。

4者で競争入札の結果、高田工業が落札ということでありますけれども、これの設計価格は幾らなのか。また、最低制限価格は設けたのかどうか。それと、国の補助、いわゆる契約金額が5,355万なんですが、国の補助はどのくらいなのか。

その3点についてお聞かせください。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

ただいま、矢小の耐震補強工事に当たって詳細な説明ということで、設計価格、最低制限価格、国の補助額は幾らかというようなことでございますので、詳しい数字等については学校教育課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

学校教育課長、坂路寿紀君。

——暫時休議いたします。

（午後 4時18分）

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午後 4時26分）

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

学校教育課長、坂路寿紀君。

〔教育次長兼学校教育課長 坂路寿紀君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（坂路寿紀君） それでは、棚木議員の質問にお答えいたします。

大変失礼いたしました。

まず、設計価格ですが、6,222万5,100円であります。補助金関係ですが、国の交付金が2,677万5,000円、あと交付金としまして公共投資臨時交付金が1,472万6,000円になります。

もう一つの最低基準価格は、これは失格基準価格でよろしいですか、棚木議員。

〔「設けてあるのは幾ら……」と呼ぶ者あり〕

○教育次長兼学校教育課長（坂路寿紀君） 失格基準価格は設けております。失格基準価格は、3,862万1,657円です。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） ちょっと町長にお伺いします。

小学校耐震補強工事、地元の高田工業、5,355万で落札したと。今、次長より予定価格が何がし、最低価格が何がしというふうな中で5,355万。その入札が制限つき一般競争入札で、4者の制限つき入札。その4者の制限とはどういったものなのかお聞きいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、10番、永沼議員の質問にお答えさせていただきます。

矢小の耐震補強工事請負契約に当たって、高田工業が落札したと。制限つき競争入札4者で落札したということで、説明したとおりでございます。制限つきの内容等については、詳しい説明を総務課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

総務課長、会田光一君。

〔総務課長 会田光一君登壇〕

○総務課長（会田光一君） 10番、永沼議員の質問にお答えいたします。

制限つき一般競争入札の内容でございますが、現在の要綱の中では町内及び当分の間、西白河管内というようになっています。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 今、総務課長よりの説明がありましたが、この4者の制限つきというのはもちろん町内、町内は資格者というふうな中で3者しかいないという中で、三柏、伸和、高田さんだったんだらうと思います。そして、西白の1者、三金というふうなこと。

何でこの5,355万の耐震補強がこの4者で入札をされるのか。実は、前に体育館の解体工事があったんですが、そのときには8者、9者の入札だったと思うんですね。そうした中では、予定価格が3,000万そこそこだったのを2,000万、1,000万以上として棚倉の藤田建設が落札したと。その後とは見ると、かなり予定価格が近く落札されていくと。今回も失格価格にはほど遠い額での落札。何でこれ4者、一般町民にわかれば、何でこの4者だけがという疑問に、私はこの件に対しては何か不思議だなというふうに思うんですが、その辺の、制限つき一般競争入札、何で白河、西白だけ1者だけ入れたのか。

4者といえば随意契約にほど近い数であろうと思うんですね。5者以上がせめて妥当じゃないかと思うんですが、これほどの額、5,355万もの額が4者での、これは随意に等しいと感じるのは私だけかもしれないですが、その辺の町長の明快な答弁をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、10番、永沼議員の再質問にお答えさせていただきます。

体育館の場合には相当の数が入ったと。今回なぜ4者かということですが、一定の制限つき一般競争入札のルールに従えば、白河の業者もかなりの数が入るだろうというような、そういう考え方は持っていましたし、制限競争、一般競争入札のルールに従えば入ってきてもおかしくないという状況でございますが、4者しか入札がなかったということでございます。ほかは入札に応じなかったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それで、詳しい数について、今総務課長のほうから、入れると考えられる業者の数を答弁させますので、よろしく願います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

総務課長、会田光一君。

〔総務課長 会田光一君登壇〕

○総務課長（会田光一君） 永沼議員の質問にお答えをいたします。

業者の数でありますけれども、今回は5,000万以上の工事ということで、制限つき一般競争入札ということになっております。これにつきましては、閲覧の期間を設けまして、閲覧の期間中に応募のあった建設業者さんが入札に参加できるというような制度になっております。そういう関係で、4者がこの入札に参加をいたしました。これ以外の業者については今確認いたしておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいというふうに思っておりますが、ただ、これにつきましては、予定価格の町内ですと5割、町外ですと6割の実績が過去10年以内にございませんと入札の参加資格がございません。そういった条件もついております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 今回の総務課長の答弁、私は理解に苦しみます。なぜか、5,000万以上は制限つき一般競争入札だと。それでは、今までの学校改築、体育館改築は、なぜ制限つきにできなかったんですか。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、10番、永沼議員の再々質問にお答えさせていただきます。

金額で5,000万円以上の場合には制限つき一般競争入札。なぜ体育館本体工事の入札は指名競争入札なのかということについては、議会全員協議会の中でも入札の方法について説明させていただいた際にも説明させていただいておりますが、工期的な問題。さらには相当な技術を有する、そういう業者でなければ安全・安心な学校については契約を締結するわけにはいかないというようなことで、そうした条件等を含めて、制限つき一般競争入札ではなく指名競争入札にさせていただくというようなことでご理解をいただきながら、そうしたことを執行させていただきましたので、よろしくをお願いします。

説明不足の点があれば、学校教育課長のほうから説明させますので、よろしく。いいですか。

〔「後でまとめてやりますから、いいです」と呼ぶ者あり〕

○町長（野崎吉郎君） わかりました。

ということで、説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号 矢吹小学校耐震補強工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第11、これより発議第1号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書（案）。

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）と定められており、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族従業者の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、独立するためのローンも組めず、社会的にも経済的にも自立しにくい状況となっています。こうした状況は後継者不足にも影響しています。

また、配偶者やその息子・娘などが事業に従事した場合、事業主所得に家族従業者の働き分を含めて申告するため、重税となっており、家族従業者の働き分が必要経費に算入されないため、下請け単価に反映されず、低単価、低工賃の一因ともなっています。さらに、この規定は女性の地位を認めない明治時代の名残であり、働く女性の人格、人権を侵害するものとなっています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権・労働を正当に評価しています。日本でも税法上も民法、労働法や社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止すべきです。この立場から下記の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 所得税法第56条を廃止すること。

平成22年3月23日。

内閣総理大臣殿、財務大臣殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

○議長（柏村 栄君） これより発議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号「所得税法第56条の廃止」を求める意見書(案)は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柏村 栄君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(柏村 栄君) 日程第12、これより発議第2号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(柏村 栄君) 提出者の説明を求めます。

8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番(角田秀明君) 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書(案)。

2008年4月に施行された後期高齢者医療制度は、法律上の理念も医療保険制度としても明らかに「欠陥制度」であり、高齢者を差別する制度です。施行から今日まで、当事者である高齢者をはじめ、300に上る都道府県・地方の医師会が「異議あり」の声を上げ、自治体議会では655議会が中止・撤回の意見書を採択し、政府に提出しています。

廃止を求める理由は、以下の5項目であります。

1. 年齢で区別する制度の理念が、後期高齢者の人権を無視するものである。75歳以上と74歳以下の高齢者を医療保険で分離・独立させる医学的な根拠は何もありません。高齢者の人権を侵害し、差別する制度は世界に例がありません。

2. 加入者全員死亡するまで保険料を徴収する制度です。また、現役世代が負担する保険料は「高齢者のための支援金」と明示され、世代間の対立をあおるシステムとなっています。

3. 医療給付抑制の新たな仕組みとなっています。高齢者の受診抑制が強まったことは、統計上明らかになりました。

4. 医療の制限が新設されました。「後期高齢者にふさわしい医療」「終末期医療」など、医療費の抑制に拍車がかかりました。

5. 保険者としての広域連合に対して住民の声が届きにくくなりました。

この制度を、新制度ができるまでと「延長」させれば、それだけ廃止が困難になり、また、年間120万人といわれる新加入者が被害を受けることとなります。

よって、下記事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

1. 後期高齢者医療制度を即時廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月23日。

内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） これより発議第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書（案）は、これを提出することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第13、これより発議第3号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

社会的セーフティネットの拡充に関する意見書（案）。

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する「新たなセーフティネット」の構築に向けた予算措置が、政府の「経済危機対策」により行われました。この「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」は平成21年10月から実施されていますが、「訓練・生活支援給付」「住居手当」「就職安定資金融資」「生活福祉資金」がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、「セーフティネット」としての機能が十分

に発揮されないことが懸念されます。

また、雇用情勢に改善の兆しが見られない中、生活保護受給者数は急増しています。既に福島県においては昨年度の申請件数が約2,900件に達し、今後も増加し続けるものと考えられます。約6人に1人が貧困であると政府が公表し、とりわけ「子どもの貧困」の解決が求められている中、生活保護制度は「最後のセーフティネット」であり、国が責任を持って実施態勢を確保すべきであると考えます。

よって、本議会は、国民が日本国憲法に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるよう、総合的なセーフティネット体系の整備に向け、政府に対し以下の事項について強く求めます。

記

1. 「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。

2. 生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月23日。

衆議院議長殿、参議院議長殿、財務大臣殿、総務大臣殿、厚生労働大臣殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） これより発議第3号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第14、これより発議第4号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度は、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安箱」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

福島県最低賃金は、県内の中小・零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は、全国順位で31位と低位となっている。

このことは、本県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとはいえ、貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって、本町議会は、福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

（1）福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引上げること。

（2）一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い、発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月23日

内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿、福島県労働局長殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

よろしくをお願いします。

○議長（柏村 栄君） これより発議第4号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第15、これより発議第5号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

〔発言する者あり〕

○議長（柏村 栄君） 暫時休議いたします。

（午後 4時55分）

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午後 5時07分）

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） それでは、皆さんお疲れのところ、読み上げます。

核兵器の廃絶と恒久平和の実現を求める意見書（案）。

「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ」、この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国である日本国民の心からの叫びです。

しかし、核兵器はいまだに世界に約2万1,000発も存在するとされ、今なお人類はその脅威から解放されません。それどころか、平成12年の核拡散防止条約（以下「NPT」という。）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶に向けた合意がなされたにもかかわらず、平成17年の同会議では、実質合意ができず、核軍縮はもとより、核不拡散体制そのものが危機的状況に直面しています。

また、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の核保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を所有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮・拡大するイラン、核実験を行った北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしています。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項が実現されるよう、強く要望いたします。

1. 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。

2. 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることを考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構

想を早期に検討すること。

3. 核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月23日

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、外務大臣殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより発議第5号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第5号 核兵器の廃絶と恒久平和の実現を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第16、これより発議第6号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 最後になるかと思うんですが、貴重な時間、同僚議員に説明いたします。

矢吹町議会申合せ事項による議会の活性化について（案）。

野崎町政による、行財政改革、三村、幕田町政と三代にわたる懸案の矢吹中等の耐震問題解決に向けての改

築工事が、国の緊急景気浮揚対策予算を満額確保し町の財政負担を最小限度にして、解決に向けての歴史的第一歩が踏み出され子供達の安全安心の教育が確保される事は誠に喜ばしく、私共議会も町民皆様の付託に応え耐震化問題解決の道筋を示すことが出来たと自負しております。

さて、私共議会は常に野崎町制、制がちよっと間違っています。政治の政ですね。野崎町政を支え町政伸展に寄与すべく、それぞれの立場で微力を尽くしているところでもあります。

議会はかくあるべきだと言う理想を目指し自問自答し、ただ行政執行を批判監視するにとどまらず、町民の立場に立って夢のある建設的ビジョンを示し野崎町政に積極的な提言を行い町民の幸せに貢献する事を基本的に地道な活動を続けているところでもあります。

更には議会の持つ権利権能を充分に発揮しつつ、議会改革を積極的に行い批判監視から提案型の議会像を模索し、より町民から信頼され期待される議会構成を目指しているところでもあります。

先の議会改選による議会構成もそうした視点から、二年交代の委員会構成の申し合わせ事項を確認し適材適所の人材配置を議決したところで有ります。

今議会で、先の申し合わせ事項に従い人身一心による議会の活性化に向けた委員会構成を検討しているところで有りますが、当時議会議員が異口同音に感じた事は、委員会構成を変える事による適正な人材配置については、当然議会全体の構成を変えることだと言う認識を含めての合意であったと多くの議員は認識しております。

この事は、自治法による議会構成に定める役職全体を見直し、議会の活性化を図る事を前提にした申し合わせ事項であり議長、副議長をはじめ常任委員会、それに伴う役職をすべての議員が辞職して人身一心による議会の活性化を図る事が町民の求める議会構成に繋がると確信しております。

以上でございます。

共産党2名を含む3同僚議員の、賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） これより発議6号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

9番。熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 時間延長で長引いているところ、お疲れのところ申しわけございませんが、発議第6号 矢吹町議会申合せ事項による議会の活性化について（案）に対し、反対の立場で討論させていただきます。

議会活性化の趣旨については一定の理解を示すものであります。議会の活性化の条例改正については、議案等と同じく全員協議会で協議し、議員の賛同を得、そして常任委員会並びに議会運営委員会で協議をし、各議員の理解を深め、その後、条例改正案として可決決定されるべきというのが、民主主義国家の地方議会のあるべき姿の議会運営だと思っております。

よって、反対いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第6号 矢吹町議会申合せ事項による議会の活性化について（案）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（柏村 栄君） 起立少数であります。

よって、発議第6号は否決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（柏村 栄君） 日程第17、これより閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました資料のとおり、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各常任委員会より委員長及び副委員長の互選並びに所管事務調査、議会運営委員会より委員長及び副委員長の互選並びに次回定例会の運営協議、議会広報編集委員会から委員長及び副委員長の互選並びに議会広報の編集及び調査のため会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。各委員会申し出のとおり会期外付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各常任委員会より委員長及び副委員長の互選並びに所管事務調査、議会運営委員会より委員長及び副委員長の互選並びに次回定例会の運営協議、議会広報編集委員会から委員長及び副委員長の互選並びに議会広報編集及び調査のため会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

◎町長あいさつ

○議長（柏村 栄君） 以上で、本日の議案審議は全部終了いたしました。

続きまして、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議員の皆さん、長時間の審議、大変ご苦労さまでございます。私のほうから一言発言をさせていただきたいと思います。

第355回矢吹町議会定例会最終日に、柏村議長を初め議員の皆様にご理解を賜り、発言の機会をいただきましてまことにありがとうございます。

初めに、本定例会において提出いたしました議案は、議員の皆様のご理解のもと、全議案原案どおり可決いただきました。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

発言をお願いしたのは、専決処分についてであります。

第1に、地方税法の一部改正が予定されていることから、関連する町税条例の一部改正につきまして、専決処分をしたいと考えております。

第2に、補正予算についてであります。緊急かつ特別な事情があった場合、補正予算を組ませていただくこととなりますので、ご了解をお願いいたします。

今回、予算の決定などにより平成22年度の事業展開に向け、気持ちを新たにすところであります。新年度も、全力で各施策に取り組んでまいり所存ですので、議員の皆様のさらなるご支援とご協力をよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（柏村 栄君） それでは、私から、本定例会を最後に今月31日で退職される町管理職の方々が議場におられますので、一言御礼の言葉を申し上げたいと思います。

議会事務局長内藤正昭さん、生涯学習課長水戸光男さん、税務課長小林伸幸さんにおかれましては、議会運営や審議に多大なるご協力をいただき、感謝を申し上げる次第であります。

内藤さんにおかれましては、在職期間40年間、水戸さんにおかれましては37年、小林さんにおかれましては在職期間36年の功績は、町政の歴史に刻まれるものと確信いたします。

今後は、内藤さん、水戸さん、小林さんにおかれましては健康に十分留意され、生活を楽しんでいただきたいと思います。また、町政、議会活動に、温かいご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。

長きにわたり、まことにご苦勞さまでした。（拍手）

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いします。

これにて、第355回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

まことにご協力ありがとうございました。

（午後 5時25分）